

関東中学校体育大会監督・引率細則

関東中学校体育連盟

本細則が適用されるのは、学校事情により、日常指導している顧問が引率できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限るもので、安易に保護者及び外部指導者の引率を認めるものではない。

- 1 保護者及び外部指導者の引率を認める個人種目は、次の10種とする。
(1) 陸上競技 (2) 体操競技 (3) 新体操 (4) 水泳競技 (5) 卓球
(6) 柔道 (7) 剣道 (8) バドミントン (9) 相撲 (10) ソフトテニス
※陸上競技・水泳競技のリレーは、個人種目として取り扱わない。但し、陸上競技等における各校選抜のリレーチームについては、その限りではない。
- 2 引率者としての保護者及び外部指導者は監督の資格を認めない。(監督については当該の校長と当該中学校体育連盟競技部が協議し、監督を引き受けた校長・本人へ文書で依頼する。)
※手続きは、様式 2, 3, 4, 5 をもって行う。
- 3 生徒は各都県の予選を通過する等、関東大会出場が決定していなければならない。
- 4 引率者としての保護者及び外部指導者は、学校に届出があったものをいう。
- 5 個人種目に該当するソフトテニス等はダブルスであるから、1名の生徒に1名の引率者(保護者及び外部指導者)が付き2名となる。兄弟・姉妹の場合は1名でよい。
- 6 大会に出場するための手続き(大会参加に必要な書類の記入及び提出・生徒への指導)は校長が行う。
- 7 保護者及び外部指導者が引率する場合、大会申込書「引率者氏名・自宅電話」欄に記入する。
- 8 引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合、退場を命じ生徒は失格となることもある。
- 9 引率上の留意点・大会会場における留意点
 - (1) 引率等の留意点等
 - ① 引率時は、公の交通機関を利用する。
 - ② 引率上の責任は保護者及び外部指導者にあるので、保護者・生徒等に任意の傷害保険に加入する。加入の続きは引率者が行い、費用についても自己負担とする。
 - ③ 引率に係る保護者及び外部指導者の費用は、原則として自己負担とする。
 - ④ 生徒の服装・持ち物等については、各学校のきまりに従う。
 - ⑤ 大会の結果と、帰校報告を当日中に行う。
 - ⑥ 宿泊する場合は、学校(大会本部)より指示された宿舎とする。
 - ⑦ その他、引率に必要な事項を指導する。
 - (2) 大会会場における留意点等
 - ① 大会要項を遵守し、責任ある行動をとる。
 - ② 各競技会場の使用上のきまりに従う。
 - ③ 打合せ会等に出席し、大会運営に協力する。
 - ④ ゴミ等は持ち帰りを原則とするが、会場使用規定に従う。
 - ⑤ 競技上の抗議及び問い合わせは、校長が依頼した監督に連絡をとる。